

令和7～9年度 伊志田高等学校不祥事ゼロプログラム

伊志田高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県不祥事防止対策要綱に基づき、本校の不祥事防止推進者は校長とし、校長が指名する不祥事防止推進補助者は副校長とする。

よって、伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長及び教頭がこれを補佐する。実施に当たっては、不祥事防止会議により不祥事防止に係る事項を審議し、不祥事防止職員研修において全職員参加で実施する。

2 不祥事防止の課題・目標・行動計画

(1) 【課題】○法令遵守意識の向上

【目標】○服務について正しく理解し、不祥事を未然に防止する。

○公務外での非行を未然に防止する。

【行動計画】○神奈川県職員行動指針を常に携行し、意識啓発を行う。

○管理職から適宜周知、指導する。

○全職員を対象にした不祥事防止職員研修を実施し、徹底する。

(2) 【課題】○職場のハラスメントの防止

【目標】○すべてのハラスメントについて全職員が理解し、ハラスメントのない職場環境をつくる。

【行動計画】○全職員を対象とした不祥事防止職員研修を実施する。

○公正・透明な職場づくりについて、常に全職員で気を配る。

(3) 【課題】○生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】○職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、ルールを遵守し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を根絶する。

【行動計画】○年間を通じて、啓発資料を配付し、活用する。また日常点検を実施する。

○管理職による面接の中で、情報を収集するとともに、生徒とのSNS利用禁止を徹底する。

○管理職による教科準備室等の巡回を日常的に行い、個別指導は複数で行うか、人目のある場所で行うようにする。

(4) 【課題】体罰、不適切指導の根絶

【目標】○部活動や教科指導等での体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

【行動計画】○全職員を対象とした不祥事防止職員研修を実施する。

○顧問会議において部活動インストラクターも含め体罰をしないことの徹底する。

○体罰や不適切行為を見聞きしたら、管理職に報告することを徹底する。

(5) 【課題】入学者選抜に係る不祥事防止

【目標】○入学者選抜に係る不祥事を未然に防止する。

【行動計画】○公正な入学者選抜実施にむけ、入選マニュアルを精査し、確実に実行する。

○1月及び2月に入選プロジェクトにより全職員を対象にした不祥事防止研修を実施する。

(6) 【課題】○個人情報等管理・情報セキュリティ対策に係る事故防止

【目標】○個人情報の流失、及び携帯電話、電子メール、SNS等の不適切使用を未然に防止する。

【行動計画】○全職員を対象にした機器等の紛失や特に対策重要度Ⅰに該当する情報の管理徹底など個人情報流出等に係る不祥事防止研修を実施する。

(7) 【課題】○交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転に係る不祥事防止

【目標】○交通事故、酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

【行動計画】○教職員としての自覚をもち、通勤、私用にかかわらず安全運転を心掛ける。

(8) 【課題】○業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

【目標】○情報共有を密にし、業務協力体制を強固なものにする。また、相互チェック体制を機能させ、声を掛け合える職場にする。

【行動計画】○業務の悩みやストレスを一人で抱え込まないよう、日頃から信頼関係を築き、職員が安心して話し合える職場づくりを行う。

(9) 【課題】○財産事務等の適正執行

【目標】○公費、私費において、適正に経理処理を行う。

【行動計画】○私費会計担当者会議を開催し、私費会計基準に則った会計処理を研修する。特に以下4点に留意する。

- ・公費、私費の経費負担を確認し適切に支出すること。
- ・予備費を支出した場合は、その使途を決算書の備考欄に記載すること。
- ・合宿費においては、残金処理（部費への繰入）残金が0円となった最終的な現金出納簿を基に監査及び管理職点検を実施すること。
- ・決算書において予算額と決算額との差異が30%以上の科目のある場合は、その理由を備考欄に記載すること。

○会計処理について、全職員を対象にした不祥事防止職員研修を実施する。

○学校行事やPTA役員会・実行委員会等で執行に関する注意点を周知する。

3 検証

(1) 令和7年度検証

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和7年10月末までに状況を確認し、課題がある場合は令和7年11月に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和8年3月末までに各目標達成等について自己評価を行う。その結果、必要がある場合は、令和8年度当初に伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムに修正を加える。

（1）令和8年度検証

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和8年10月末までに状況を確認し、課題がある場合は令和8年11月に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和9年3月末までに各目標達成等について自己評価を行う。その結果、必要がある場合は、令和9年度当初に伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムに修正を加える。

（1）令和9年度検証

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和9年10月末までに状況を確認し、課題のある場合は令和9年11月に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

2に規定する【課題】【目標】【行動計画】について、令和9年度末に検証を行い、令和10年度当初に令和10～12年度伊志田高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。